○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査（以下「定期調査」という。）及び同条第二項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。
建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件
第一　定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。	第一　定期調査及び定期点検は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表（い）欄に掲げる項目（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項又は第五条の二第一項に掲げる調査又は点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合（調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。
第二　特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。	
第三　第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛	

生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第二項に規定する特定建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四　調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表

四　建築物の内部	（一）	防火区画	令第百十二条第九項に規定する区画の状況			令第百十二条第九項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二）		令第百十二条第一項から第三項まで又は同条			令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館

第二　調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表

四　建築物の内部	（一）	防火区画	令第百十二条第九項に規定する区画の状況			令第百十二条第九項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二）		令第百十二条第一項から第三項まで又は同条			令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ

	（三）	第五項から第八項までの各項に規定する区画の状況	令第百十二条第十二項又は第十三項に規定する区画の状況			避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。
						令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
（十一）	壁の室内に面する部分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成				次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安

	（三）	第五項から第八項までの各項に規定する区画の状況	令第百十二条第十二項又は第十三項に規定する区画の状況			全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。
						令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
（十一）	壁の室内に面する部分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画				次に掲げる各号の何れかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避

		する壁に限る。）
全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。	（二）　令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。	（三）　令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の

		を構成する壁に限る。）
難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。	（二）　令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。	（三）　令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の

				二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
（十六）	令第百二十八条の五各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分			令第百二十八条の五（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除

				二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
（十六）	令第百二十九条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分			令第百二十九条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定

	（二十）	床	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）		く。）の規定に適合しないこと。
					次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。 （二）　令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、

	（二十）	床	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）		を除く。）の規定に適合しないこと。
					次に掲げる各号の何れかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。 （二）　令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用さ

（二十三）	天井	令第百二十八条の			かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。 （三）　令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
		令第百二十八条の五（令第百二十九			

（二十三）	天井	令第百二十九条（令第百二十九条の			れ、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。 （三）　令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
		令第百二十九条の			

）						（二十六）	（二十七）
	五各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分					防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	
				区画に対応した防火設備の設置の状況	居室から地上へ通じる主たる廊下		
			目視及び設計図書等により確認する。				
条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。			令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。				令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。

）						（二十六）	（二十七）
	項に規定する建築物の天井の室内に面する部分					防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）	
				区画に対応した防火設備の設置の状況	居室から地上へ通じる主たる廊下		
			目視及び設計図書等により確認する。				
二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。			令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。				令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。

		（二十八）		

、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。

		（二十八）		

、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	防火戸にあっては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力を	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。

	動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する 力をテンションゲージ等により測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。

	（二十九）	

常時閉鎖又は作動をした状		
	目視により確認する。	テンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。
	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。	

（二十九）	
防火扉の開放方向	
目視により確認する。	
令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第十号（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第三項第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係	

（三十）	
防火戸の開放方向	態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況
目視により確認する。	
令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第九号（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第三項第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口	

	（三十）
	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の
	目視により確認する。
る部分に限る。）を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第十号を除く。）の規定に適合しないこと。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第百十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。

	（三十一）
	本体と枠の劣化及び損傷の状況
	目視により確認する。
に係る部分に限る。）を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。	防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第百十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。

	(三十一)		状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	常閉防
		各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。		目視によ
		常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	常閉防火扉が開放		常閉防

	(三十二)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	(三
		防火設備の閉鎖又は作動の状況	常時閉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	
		各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。		目視によ
		防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	常時閉鎖の防火戸	物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	

			十三）			
			（三）～（十四）、（十五）			
五　避難施設等	（一）	令第百二十条第二項に規定する通路		火扉の固定の状況	り確認する。	状態に固定されていること。
		令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。				

			十四）			
			（三）～（十五）、（十六）			
五　避難施設等	（一）	令第百二十条第二項に規定する通路		鎖の防火戸の固定の状況	り確認する。	が開放状態に固定されていること。
		令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。				

（二）				幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
廊下				
（四）				令第百十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百
出入口				

（二）				幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
廊下				
（四）				令第百十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令
出入口				

					（十一）
				階段	
				階段	
二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項を除く。）の規定に適合しないこと。				令第百二十条、第百二十一条又は第百二十二条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条	

					（十一）
				階段	
				階段	
第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項を除く。）の規定に適合しないこと。				令第百二十条、第百二十一条、第百二十二条又は第百二十三条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十条並びに第百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に	

			を除く。）の規定に適合しないこと。
			令第二十三条、第二十四条又は第百二十四条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十
			（十二）

			限る。）及び第十一号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十条並びに第百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
			令第二十三条、第二十四条又は第百二十四条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百
			（十二）

					九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
（十六）	屋内に設けられた避難階段			令第百二十三条第一項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。	
（十七）	屋外に設けられた避難階段			令第百二十三条第二項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われ	

					二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
（十六）	屋内に設けられた避難階段			令第百二十三条第一項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。	
（十七）	屋外に設けられた避難階段			令第百二十三条第二項（第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行わ	

	（十九）	特別避難階段	令第百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	ていない場合にあっては第二項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。 令第百二十三条第三項（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。）の規定

	（十九）	特別避難階段	令第百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	れていない場合にあっては第二項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。 令第百二十三条第三項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合

	（二十）	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況			排煙設備	（二十四）
	（二十一）	付室等の排煙設備の作動の状況				（二十二）
に適合しないこと。	排煙設備が設置されていないこと。			令第百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条		（略）

	（二十）	付室の排煙設備の設置の状況			排煙設備	（二十四）
	（二十一）	付室の排煙設備の作動の状況				（二十二）
しないこと。	昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号の規定に適合しないこと。			令第百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条		（略）

	（二十七）
	排煙設備
第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	（二十七）
	排煙設備
の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

（三十二）	その他の設備等	非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況		令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
（三十三）			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設	排煙設備が設置されていないこと。	

（三十二）	その他の設備等	非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況		令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
（三十三）			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。	

置の状況		
(三十四)	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	排煙設備が作動しないこと。
(三十五)	乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	(略)

別記

4	建築物の内部					
(16)	壁の室内に面する部分	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井				

(三十四)	乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	排煙設備が作動しないこと。
(三十五)	乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の状況	(略)

別記

4	建築物の内部					
(16)	壁の室内に面する部分	令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分				
(23) (24)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室				

	（26）	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	の室内に面する部分	区画に対応した防火設備の設置の状況	
	（27）			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	
	（28）			昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	

	（26）	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）	内に面する部分	区画に対応した防火設備の設置の状況	
	（27）			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	
	（28）			昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	
	（29）			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備	

45～	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)
		常閉防火扉の固定の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	防火扉の開放方向

46～	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)
		常時閉鎖の防火戸の固定の状況	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	防火設備の閉鎖又は作動の状況	本体と枠の劣化及び損傷の状況	防火戸の開放方向

5	避難施設等	階段	特別避難階段				その他の設備等				
				付室等の排煙設備の設置の状況	付室等の排煙設備の作動の状況	付室等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況		
		（20）	（21）	（22）	（33）	（34）	（35）				

（注意）①・②（略）

5	避難施設等	階段	特別避難階段				その他の設備等				
				付室の排煙設備の設置の状況	付室の排煙設備の作動の状況	付室の外気に向かって開くことのできる窓の状況	乗降ロビーの排煙設備の設置の状況	乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の状況		
		（20）	（21）	（22）	（33）	（34）	（35）				

（注意）①・②（略）

③　「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④～⑬　（略）

③　「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2の4様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④～⑬　（略）